

東根市競争入札参加資格者指名停止要綱

平成21年3月30日告示第31号

改正

平成26年3月24日告示第23号

平成28年3月25日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東根市が発注する工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達その他契約に係る競争入札に参加することができる有資格業者が、別表指名停止基準(以下「停止基準」という。)に掲げる事由に該当する行為を行った場合に、指名停止することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加資格者名簿 東根市財務規則(平成17年規則第8号。以下「財務規則」という。)第105条に規定する競争入札参加資格者名簿をいう。
- (2) 有資格業者 競争入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。
- (3) 指名停止 一定の期間、競争入札の参加者の選定から除外することをいう。
(指名停止の事由及びその期間)

第3条 有資格業者が停止基準の各号に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて停止基準各号及びこの要綱に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(指名停止審査会の設置)

第4条 有資格業者の指名停止についての審査を行うため、東根市競争入札参加資格者指名停止審査会(以下「審査会」という。)を設置し、競争入札参加資格者名簿に登載されている業者の指名停止について審議する。

2 前項の審査会は総務部財政課が所管することとし、審査会の構成、運営等については別に定める。

(審査及び決定)

第5条 有資格業者に停止基準の停止事由に該当すると認められる事実があった場合は、直ちに、審査会において審査を行い、指名停止の適否及び指名停止の期間を決定するものとする。

(指名停止の範囲)

第6条 前条の審査会で決定した指名停止は、市のすべての競争入札について及ぶものとする。

(指名通知の取消し)

第7条 有資格業者に対し指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第8条 元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人(再受託者を含む。以下同じ。)があることが明らかになったときは、当該下請負人について、原則として元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(建設工事共同企業体及び事業協同組合に対する措置)

第9条 有資格業者である建設工事共同企業体及び事業協同組合(以下「共同企業体等」という。)に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体等の構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 有資格業者に対して指名停止を行うときは、当該有資格業者を構成員とする共同企業体等(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる場合を除く。)についても、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第10条 有資格業者が一の事案により停止基準の各号に掲げる指名停止事由の二以上に該当したときは、当該指名停止事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長い期間をもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(指名停止事由の短期加重措置等)

第11条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の短期の期間は、当該指名停止事由について定められている短期の期間の2倍(当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 指名停止事由第1号から第9号までの各号の事由による指名停止の期間満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に指名停止事由第1号から第9号までの各号の指名停止事由に該当することとなったとき。

(2) 指名停止事由第10号から第19号までの各号の事由による指名停止の期間満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に指名停止事由第10号から第19号までの各号の指名停止事由に該当することとなったとき。ただし、次号に掲げる場合を除く。

(3) 指名停止事由第10号から第15号までの各号の事由による指名停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に指名停止事由第10号から第15号までの各号の指名停止事由に該当することとなったとき。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第12条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止事由各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。

2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため指名停止事由各号及び第10条の規定による長期の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の期間の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は、3カ年を超えることができない。

(指名停止期間の変更)

第13条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由並びに極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなったときは、指名停止事由各号及び第10条から前条で定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

一部改正〔平成26年告示23号〕

(指名停止の解除)

第14条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らか

になったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第15条 有資格業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 有資格業者が、入札及び契約の執行に際して、当該入札において談合を行っていない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、指名停止事由第13号又は第15号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関して、指名停止事由第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

(3) 市の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案において、当該職員の容疑に関して、指名停止事由第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

(事故等の通知)

第16条 各部課等の長は、有資格業者について指名停止の事由があると認めたときは、直ちに審査会の会長に通知しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

(指名停止等の通知)

第17条 市長は、第5条の規定に基づき指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対して指名停止通知書（様式第1号）により通知するものとする。また、第13条の規定により指名停止の期間を変更したとき、又は第14条の規定により指名停止の解除を決定したときも同様とし、それぞれ指名停止期間変更通知書（様式第2号）及び指名停止解除通知書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

2 前項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注に関するものであるときは、必要に応じて改善の報告を徴するものとする。

3 市長は、第1項の通知に併せ、各部課等の長に対し、その旨を通知するものとする。

(下請負の禁止)

第18条 指名停止期間中の有資格業者は、当該期間中は市発注に係る業務の全部又は一部を下請負（再受託を含む。）することができない。

(随意契約の相手方の制限)

第19条 指名停止期間中の有資格業者を、当該期間中は随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の特例)

第20条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事若しくは緊急に物品調達等を行う必要があるとき等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、指名業者選定審査会に諮って競争入札又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第21条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で警告又は注意を行うことができるものとする。

一部改正〔平成26年告示23号〕

(苦情申立て)

第22条 第3条の規定による指名停止又は前条の規定による注意を受けた有資格業者は、当該措置について、当該指名停止の期間内または当該警告等の日から翌日から起算して2週間以内に苦情の申立てを行うことができるものとする。

追加〔平成26年告示23号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の東根市建設工事請負業者指名停止要綱の規定によりなされた指名停止処分及び期間並びにこの告示の施行前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものに係る指名停止処分及び期間については、改正後の東根市競争入札参加資格者指名停止要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月24日告示第23号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第6号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の東根市建設工事請負業者指名停止要綱の規定によりなされた指名停止処分及び期間並びにこの告示の施行前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものに係る指名停止処分及び期間については、改正後の東根市競争入札参加資格者指名停止要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号

(第17条関係)

全部改正〔平成26年告示23号〕

様式第2号

(第17条関係)

全部改正〔平成26年告示23号〕

様式第3号

(第17条関係)

様式第1号（第17条関係）

第 号
年 月 日

業 者 名
代 表 者 殿

東根市長

指名停止通知書

東根市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づき、下記のとおり指名停止をすることに決定したので通知する。

再びこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、必要な改善措置をとられたい。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

3 指名停止の内容

- (1) 貴社が登載されている競争入札参加資格者名簿に係るすべての業務について、指名停止期間中、競争入札参加の選定から除外する。
- (2) 指名停止期間中は随意契約の相手方としないものとする。
- (3) 指名停止期間中は市発注に係る業務の全部又は一部を下請負（再受託を含む。）することができない。
- (4) 既に市から指名通知等を受けている場合は、これを取り消す。

(注) 指名停止措置を受けた者は、当該措置について、指名停止期間中に書面により苦情を申し立てることができる。書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申立者の商号又は名称並びに住所
- ② 申立に係る措置
- ③ 申立の趣旨及び理由
- ④ 申立の年月日

業 者 名
代 表 者 殿

東根市長

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止について、下記の理由により指名停止期間を変更するので通知する。

記

1 指名停止期間を変更した理由

2 変更した期間

変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
(変更前の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)

(注) 指名停止措置を受けた者は、当該措置について、指名停止期間中に書面により苦情を申し立てることができる。書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申立者の商号又は名称並びに住所
- ② 申立に係る措置
- ③ 申立の趣旨及び理由
- ④ 申立の年月日

様式第3号（第17条関係）

第 号
年 月 日

業 者 名
代 表 者 殿

東根市長

指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止について、下記の理由により指名停止期間を解除するので通知する。

記

1 指名停止を解除する理由

2 指名停止を解除する日 年 月 日